

視聴覚資料の個人貸出期間の変更

■概要

視聴覚資料の個人貸出について、貸出期間を次のとおり変更します。

- (1) 変更前 1週間貸出（貸出日及び返却日を含めて8日以内）
 - (2) 変更後 2週間貸出（貸出日及び返却日を含めて15日以内）
- ※貸出点数は変更しません（1人につき2点まで）。

■理由

視聴覚資料は所蔵点数が少ないため、より多くの利用者に貸出ができるよう、平成4年の開館以来、貸出期間は1週間としてきましたが、近年、動画配信サービス等のインターネットでの個人視聴の環境が充実してきたという背景があり、開館当初と比べると貸出点数は減少しています。また、利用者からも貸出期間を延長してほしいという要望があります。

そこで、視聴覚資料の貸出期間を、本・雑誌・紙芝居と同じく2週間にすることで、利用者サービスの向上を図るものです。

■変更時期

令和元年11月以降から（図書館コンピュータシステム更新以降）

■手続き（規則の一部改正）

定例教育委員会へ上程、承認後、「長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則」の第7条第6項に規定されている個人の貸出期間のうち、視聴覚資料の期間を改正します。

長久手市中央図書館の管理及び運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前
（個人貸出し） 第7条 1～5（略） 6 個人の貸出期間は、_____貸出日及び返却日を含めて15日以内_____とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、これを延長又は短縮することができる。 7 （略）	（個人貸出し） 第7条 1～5（略） 6 個人の貸出期間は、<u>図書及び紙芝居の場合は貸出日及び返却日を含めて15日以内とし、視聴覚資料の場合は貸出日及び返却日を含めて8日以内</u>とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、これを延長又は短縮することができる。 7 （略）